

（表面）

8cm

（裏面）

12cm

写真

独立行政法人農林水産消費  
安全技術センター理事長 印

第 号

氏 職  
名 名

年 月 日生

土壤改良資材  
立入検査職員  
身分証明書

令和

年 月

日発行

独立行政法人農林水産消費  
安全技術センター理事長

印

地力増進法抜すい  
（報告及び立入検査）

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壤改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（センターによる立入検査）

第十七条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、製造業者又は販売業者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、土壤改良資材、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 （略）  
4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の立入検査について準用する。

第二十三条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。